

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
条 例	
○市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例..... (法制文書課)	41
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	47
○市町村の廃置分合に伴う関係規則の整理に関する規則..... (法制文書課)	51
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	53
告 示	
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	53
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課)	54
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	54
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	54
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	55
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	55
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	56
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	56
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	57
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	59
○特定調達契約に係る入札の公告.....	60
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	61
条 例	

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年 1月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 1 号

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道支庁設置条例の一部改正)

第 1 条 北海道支庁設置条例 (昭和23年北海道条例第44号) の一部を次のように改正する。

別表北海道後志支庁の項中「虻田町、」を削り、「洞爺村」を「洞爺湖町」に改め、同表北海道胆振支庁の項中「虻田郡虻田町、豊浦町、洞爺村」を「虻田郡豊浦町、洞爺湖町」に改め、同表北海道日高支庁の項中「、三石郡、静内郡」を削り、「沙流郡」の次に「、日高郡」を加える。

(北海道税条例の一部改正)

第 2 条 北海道税条例 (昭和25年北海道条例第56号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「函館市」の次に「及び北斗市」を加える。

(北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部改正)

第 3 条 北海道脱スパイクタイヤ推進条例 (平成元年北海道条例第56号) の一部を次のように改正する。

別表道央・道南地域の項中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に改める。

(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 4 条 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例 (平成12年北海道条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「松前町 福島町 上磯町 大野町」を「北斗市 松前町 福島町」に、「京極町 北村 栗沢町」を「京極町」に、「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に、「静内町 三石町 浦河町」を「浦河町 新ひだか町」に改める。

別表第 3 中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改める。

(北海道児童相談所設置条例の一部改正)

第 5 条 北海道児童相談所設置条例 (昭和23年北海道条例第32号) の一部を次の

ように改正する。

表北海道旭川児童相談所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に、「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道帯広児童相談所の項中「更別村 忠類村」を「更別村」に改め、同表北海道函館児童相談所の項中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表北海道北見児童相談所の項中「紋別市 東藻琴村 女満別町」を「紋別市」に、「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改め、同表北海道岩見沢児童相談所の項中「深川市 北村 栗沢町」を「深川市」に改め、同表北海道室蘭児童相談所の項中「豊浦町 虻田町 洞爺村 大滝村」を「豊浦町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町」に、「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改める。

（北海道保健所条例の一部改正）

第6条 北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表北海道渡島保健所の項中「松前町」を「北斗市 松前町」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表北海道岩見沢保健所の項中「三笠市 北村 栗沢町」を「三笠市」に改め、同表北海道室蘭保健所の項中「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改め、同表北海道苫小牧保健所の項中「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同表北海道静内保健所の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に、「平取町 門別町」を「平取町」に改め、同表北海道名寄保健所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表北海道稚内保健所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道北見保健所の項中「端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町」を「訓子府町 置戸町」に改め、同表北海道帯広保健所の項中「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

（北海道身体障害者総合更生援護施設条例の一部改正）

第7条 北海道身体障害者総合更生援護施設条例（昭和54年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「空知郡栗沢町」を「岩見沢市」に改める。

（北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第8条 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に、「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に、「利尻富士町 東藻琴村 女満別町」を「利尻富士町」に、「豊浦町 虻田町 洞爺村」を「大空町 豊浦町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町」に、「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に、「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

（北海道家畜保健衛生所条例の一部改正）

第9条 北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表北海道空知家畜保健衛生所の項中「、北村、栗沢町」を削り、同表北海道上川家畜保健衛生所の項中「、風連町」を削り、同表北海道渡島家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「函館市」の次に「、北斗市」を加え、「、上磯町、大野町」を削り、同表北海道胆振家畜保健衛生所の項中「、大滝村、虻田町」、「、洞爺村」及び「、早来町、追分町、鶴川町」を削り、「穂別町」を「洞爺湖町、安平町、むかわ町」に改め、同表北海道日高家畜保健衛生所の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改め、「三石町、」及び「、門別町、静内町」を削り、「新冠町」の次に「、新ひだか町」を加え、同表北海道十勝家畜保健衛生所の項中「、忠類村」を削り、同表北海道網走家畜保健衛生所の項中「、東藻琴村、女満別町」、「、常呂町、端野町」及び「、留辺蘂町」を削り、「雄武町」の次に「、大空町」を加え、同表北海道宗谷家畜保健衛生所の項中「、歌登町」を削る。

（北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第10条 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「知内町 木古内町 上磯町 大野町」を「北斗市 知内町 木古内町」に、「利尻町 東藻琴村 女満別町」を「利尻町」に、「雄武町」を

「雄武町 大空町」に、「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第3中「利尻町 東藻琴村 女満別町」を「利尻町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に、「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第4中「知内町 木古内町 上磯町 大野町」を「北斗市 知内町 木古内町」に、「利尻町 東藻琴村 女満別町」を「利尻町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に、「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第5中「松前町」を「北斗市 松前町」に、「知内町 上磯町 大野町」を「知内町」に、「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に、「鶴川町 穂別町」を「むかわ町」に、「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第6中「遠別町 東藻琴村 女満別町」を「遠別町」に、「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「置戸町 留辺蘂町」を「置戸町」に、「常呂町 遠軽町」を「遠軽町 大空町」に改める。

（北海道立農業試験場条例の一部改正）

第11条 北海道立農業試験場条例（昭和25年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表北海道立道南農業試験場の項中「

亀田郡大野町

」を「

北 斗 市

」に改める。

（北海道地域農業改良普及センター条例の一部改正）

第12条 北海道地域農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に、「上磯町 大野町」を「北斗市」に改め、同表空知支庁空知中央地区農業改良普及センターの項中「三笠市 北村 栗沢町」を「三笠市」に改め、同表上川支庁名寄地区農業改良普及センターの項中「名寄市 風連町」を「名寄市」に改め、同表宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センターの項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表網走支庁網走地区農業改良普及センターの項中「東藻琴村」を「大空町（東藻琴、東藻琴大進、東藻琴新富、東藻琴明生、東藻琴千草、東藻琴末広、東藻琴福富、東藻琴山園及び東藻琴西倉の区域に限る。）」に改め、同表網走支庁美幌地区農業改良普及センターの

項中「女満別町 美幌町 津別町」を「美幌町 津別町 大空町（網走支庁網走地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」に改め、同表網走支庁北見地区農業改良普及センターの項中「端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町 常呂町」を「訓子府町 置戸町」に改め、同表胆振支庁東胆振地区農業改良普及センターの項中「勇払郡鶴川町」を「勇払郡むかわ町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同表胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの項中「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改め、同表日高支庁日高東部地区農業改良普及センターの項中「三石町 浦河町」を「浦河町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町（三石の区域に限る。）」に改め、同表日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改め、同項管轄区域の欄中「静内町」を「新ひだか町（三石の区域を除く。）」に改め、同表日高支庁日高西部地区農業改良普及センターの項中「平取町 門別町」を「平取町」に改め、同表十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センターの項中「幕別町」の次に「（十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」を加え、同表十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センターの項中「忠類村 大樹町 広尾町」を「大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）」に改める。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第13条 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第14条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「上 磯 町大 野 町」を「北 斗 市」に改める。

別表第2中「余市町 北村 栗沢町」を「余市町」に、「新冠町 静内町

三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改める。

別表第3中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に、「余市町 栗沢町」を「余市町」に、「上富良野町 風連町」を「上富良野町」に改める。

（北海道空港条例の一部改正）

第15条 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の表女満別空港の項中「網走郡女満別町」を「網走郡大空町」に改める。

（都市計画法施行条例の一部改正）

第16条 都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「早来町 厚真町」を「厚真町 安平町」に、「上磯町 大野町」を「北斗市」に改める。

（北海道流域下水道条例の一部改正）

第17条 北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表函館湾流域下水道の項中「上磯郡上磯町 亀田郡大野町 七飯町」を「北斗市 亀田郡七飯町」に改める。

（北海道公営企業条例の一部改正）

第18条 北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表苫小牧東部地区第一工業用水道の項中「勇払郡早来町 勇払郡厚真町」を「勇払郡厚真町 勇払郡安平町（早来大町、早来栄町、早来北町、安平、遠浅、早来瑞穂、早来緑丘、早来守田、東早来、早来北進、早来新栄、早来源武及び早来富岡の区域に限る。）」に改める。

（北海道立少年自然の家条例の一部改正）

第19条 北海道立少年自然の家条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北海道立洞爺少年自然の家の項中「虻田郡洞爺村」を「虻田郡洞爺湖町」に改め、同表北海道立常呂少年自然の家の項中「常呂郡常呂町」を

「北見市」に改める。

（北海道立学校条例の一部改正）

第20条 北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1北海道函館水産高等学校の項及び北海道上磯高等学校の項中「上磯郡上磯町」を「北斗市」に改め、同表北海道大野農業高等学校の項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に改め、同表中

北海道名寄高等学校	名寄
-----------	----

市	を	北海道名寄高等学校	名寄市	に、
		北海道風連高等学校	名寄市	

北海道和寒高等学校	上川郡和寒町	を	北海道和寒高等学校
北海道風連高等学校	上川郡風連町		

上川郡和寒町	に、	北海道北見緑陵高等学校	北見市
--------	----	-------------	-----

北海道北見緑陵高等学校	北見市	に改め、
北海道常呂高等学校	北見市	
北海道留辺蘂高等学校	北見市	
北海道北見商業高等学校	北見市	

同表北海道女満別高等学校の項中「網走郡女満別町」を「網走郡大空町」に改

北海道北見商業高等学校	常呂郡端野町	を	北海道
北海道訓子府高等学校	常呂郡訓子府町		北海道
北海道置戸高等学校	常呂郡置戸町		北海道
北海道留辺蘂高等学校	常呂郡留辺蘂町		北海道
北海道佐呂間高等学校	常呂郡佐呂間町		
北海道常呂高等学校	常呂郡常呂町		

め、同表中

訓子府高等学校	常呂郡訓子府町
置戸高等学校	常呂郡置戸町
佐呂間高等学校	常呂郡佐呂間町

に改め、同表北海道虻田高等学校

の項中「虻田郡虻田町」を「虻田郡洞爺湖町」に改め、同表北海道追分高等学校の項中「勇払郡追分町」を「勇払郡安平町」に改め、同表北海道鶴川高等学校の項中「勇払郡鶴川町」を「勇払郡むかわ町」に改め、同表北海道穂別高等学校の項中「勇払郡穂別町」を「勇払郡むかわ町」に改め、同表北海道富川高等学校の項中「沙流郡門別町」を「沙流郡日高町」に改め、同表北海道静内高等学校の項及び北海道静内農業高等学校の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改める。

別表第4 北海道七飯養護学校の項中「上磯郡上磯町」を「北斗市」に改め、同表北海道平取養護学校の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改める。

（北海道警察組織条例の一部改正）

第21条 北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 函館方面の項中「函館市」の次に「、北斗市」を加える。

別表第3 札幌方面岩見沢警察署の項を次のように改める。

同 岩見沢警察署	岩見沢市	岩見沢市 樺戸郡月形町
-------------	------	----------------

別表第3 札幌方面伊達警察署の項中「、大滝村」を削り、「虻田郡虻田町、豊浦町、洞爺村」を「虻田郡豊浦町、洞爺湖町」に改め、同表札幌方面苫小牧警察署の項中「勇払郡鶴川町、追分町、早来町、穂別町、厚真町」を「勇払郡厚真町、安平町、むかわ町」に改め、同表札幌方面門別警察署の項位置の欄中「沙流郡門別町」を「沙流郡日高町」に改め、同項管轄区域の欄中「沙流郡門別町、平取町、日高町」を「沙流郡日高町、平取町」に改め、同表札幌方面静内警察署の項を次のように改める。

同 静内警察署	日高郡新ひだか町	日高郡新ひだか町 新冠郡新冠町
------------	----------	--------------------

別表第3 函館方面函館中央警察署の項中「亀田郡七飯町、大野町」を「北斗市」に、「上磯郡上磯町」を「亀田郡七飯町」に改め、同表旭川方面名寄警察署の項中「、風連町」を削り、同表旭川方面枝幸警察署の項中「、歌登町」を削り、同表北見方面北見警察署の項中「常呂郡留辺蘂町、置戸町」を「常呂郡置戸町」に改め、「、端野町」を削り、同表北見方面網走警察署の項中「網走郡女満別町、東藻琴村」を「網走郡大空町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第2条及び第3条の規定、第4条中北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「松前町 福島町 上磯町 大野町」を「北斗市 松前町 福島町」に改める部分に限る。）及び同条例別表第3の改正規定、第5条中北海道児童相談所設置条例表北海道函館児童相談所の項の改正規定、第6条中北海道保健所条例別表北海道渡島保健所の項の改正規定、第8条中北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改める部分に限る。）、第9条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道渡島家畜保健衛生所の項の改正規定、第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「知内町 木古内町 上磯町 大野町」を「北斗市 知内町 木古内町」に改める部分に限る。）、同条例別表第4の改正規定（「知内町 木古内町 上磯町 大野町」を「北斗市 知内町 木古内町」に改める部分に限る。）及び同条例別表第5の改正規定（「松前町」を「北斗市 松前町」に、「知内町 上磯町 大野町」を「知内町」に改める部分に限る。）、第11条の規定、第12条中北海道地域農業改良普及センター条例別表渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項の改正規定、第14条中北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の12の項の改正規定及び同条例別表第3の改正規定（「石狩市」を「石狩市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改める部分に限る。）、第16条中都市計画法施行

条例第4条の表の改正規定（「上磯町 大野町」を「北斗市」に改める部分に限る。）、第17条の規定、第20条中北海道立学校条例別表第1北海道函館水産高等学校の項、北海道上磯高等学校の項及び北海道大野農業高等学校の項の改正規定並びに同条例別表第4北海道七飯養護学校の項の改正規定並びに第21条中北海道警察組織条例別表第1函館方面の項の改正規定及び同条例別表第3函館方面函館中央警察署の項の改正規定 平成18年2月1日

- (2) 第5条中北海道児童相談所設置条例表北海道帯広児童相談所の項の改正規定、第6条中北海道保健所条例別表北海道帯広保健所の項の改正規定、第8条中北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「更別村 忠類村」を「更別村」に改める部分に限る。）、第9条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道十勝家畜保健衛生所の項の改正規定、第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2から別表第5までの改正規定（「更別村 忠類村」を「更別村」に改める部分に限る。）並びに第12条中北海道地域農業改良普及センター条例別表十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センターの項及び十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センターの項の改正規定 平成18年2月6日
- (3) 第5条中北海道児童相談所設置条例表北海道室蘭児童相談所の項の改正規定（「豊浦町 虻田町 洞爺村 大滝村」を「豊浦町」に改める部分（大滝村に係る部分に限る。）及び「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に改める部分（門別町に係る部分に限る。）に限る。）、第6条中北海道保健所条例別表北海道室蘭保健所の項の改正規定（「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改める部分（大滝村に係る部分に限る。）に限る。）及び同表北海道静内保健所の項の改正規定（「平取町 門別町」を「平取町」に改める部分に限る。）、第8条中北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に改める部分（門別町に係る部分に限る。）に限る。）、第9条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道胆振家畜保健衛生所の項の改正規定（大滝村に係る部分に限る。）及び同表北海道日高家畜保健衛生所の項の改正規定（門別町に係る部分に限る。）、第12条中北海道地域農業改良普及センター条例別表胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの項の改正規定（「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改める部分（大滝村に係る部分

に限る。）に限る。）及び同表日高支庁日高西部地区農業改良普及センターの項の改正規定、第20条中北海道立学校条例別表第1北海道富川高等学校の項の改正規定並びに第21条中北海道警察組織条例別表第3札幌方面伊達警察署の項の改正規定（「大滝村」を削る部分に限る。）及び同表札幌方面門別警察署の項の改正規定 平成18年3月1日

- (4) 第5条中北海道児童相談所設置条例表北海道北見児童相談所の項の改正規定（「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に改める部分に限る。）、第6条中北海道保健所条例別表北海道北見保健所の項の改正規定、第9条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道網走家畜保健衛生所の項の改正規定（「常呂町、端野町」及び「留辺蘂町」を削る部分に限る。）、第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第6の改正規定（「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「置戸町 留辺蘂町」を「置戸町」に改める部分及び「常呂町 遠軽町」を「遠軽町 大空町」に改める部分（常呂町に係る部分に限る。）に限る。）、第12条中北海道地域農業改良普及センター条例別表網走支庁北見地区農業改良普及センターの項の改正規定、第19条中北海道立少年自然の家条例第2条の表北海道立常呂少年自然の家の項の改正規定、第20条中北海道立学校条例別表第1の改正規定（北海道常呂高等学校、北海道留辺蘂高等学校及び北海道北見商業高等学校に係る部分に限る。）及び第21条中北海道警察組織条例別表第3北見方面北見警察署の項の改正規定 平成18年3月5日
- (5) 第5条中北海道児童相談所設置条例表北海道旭川児童相談所の項の改正規定（「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改める部分に限る。）、第6条中北海道保健所条例別表北海道稚内保健所の項の改正規定、第8条中北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改める部分に限る。）、第9条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道宗谷家畜保健衛生所の項の改正規定、第12条中北海道地域農業改良普及センター条例別表宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センターの項の改正規定及び第21条中北海道警察組織条例別表第3旭川方面枝幸警察署の項の改正規定 平成18年3月20日
- (6) 第1条中北海道支庁設置条例別表北海道日高支庁の項の改正規定、第4条中北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「静内

町 三石町 浦河町」を「浦河町 新ひだか町」に改める部分に限る。)、第5条中北海道児童相談所設置条例表北海道北見児童相談所の項の改正規定(「紋別市 東藻琴村 女満別町」を「紋別市」に改める部分及び「雄武町」を「雄武町 大空町」に改める部分に限る。) 及び同表北海道室蘭児童相談所の項の改正規定(「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に改める部分(門別町に係る部分を除く。) 及び「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改める部分に限る。)、第6条中北海道保健所条例別表北海道静内保健所の項の改正規定(「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改める部分に限る。)、第8条中北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定(「利尻富士町 東藻琴村 女満別町」を「利尻富士町」に改める部分、「豊浦町 虻田町 洞爺村」を「大空町 豊浦町」に改める部分(大空町に係る部分に限る。)、「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に改める部分(門別町に係る部分を除く。) 及び「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改める部分に限る。)、第9条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道日高家畜保健衛生所の項の改正規定(門別町に係る部分を除く。) 及び同表北海道網走家畜保健衛生所の項の改正規定(「東藻琴村、女満別町」を削る部分及び「雄武町」の次に「大空町」を加える部分に限る。)、第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2から別表第4までの改正規定(「利尻町 東藻琴村 女満別町」を「利尻町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改める部分に限る。) 及び同条例別表第6の改正規定(「遠別町 東藻琴村 女満別町」を「遠別町」に改める部分及び「常呂町 遠軽町」を「遠軽町 大空町」に改める部分(常呂町に係る部分を除く。)に限る。)、第12条中北海道地域農業改良普及センター条例別表網走支庁網走地区農業改良普及センターの項、網走支庁美幌地区農業改良普及センターの項、日高支庁日高東部地区農業改良普及センターの項及び日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項の改正規定、第13条の規定、第14条中北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定(「余市町 北村 栗沢町」を「余市町」に改める部分を除く。)、第15条の規定、第20条中北海道立学校条例別表第1北海道女満別高等学校の項、北海道静内高等学校の項及び北海道静内農業高等学校の項の改正規定並びに同条例別表第4北海道平取養護学校の項の改正規定並びに第21条中北海道警察組織条例別表第3札幌方面静内警察署の項及び	<table><tr><td>北見方面網走警察署の項の改正規定 平成18年 3月31日</td></tr><tr><td>規 則</td></tr><tr><td>北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年 1月31日</td></tr><tr><td>北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>北海道規則第2号</td></tr><tr><td>北海道行政組織規則の一部を改正する規則</td></tr><tr><td>北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。</td></tr><tr><td>第35条の表北海道後志支庁の項中「虻田町、豊浦町及び洞爺村」を「豊浦町及び洞爺湖町」に改め、同表北海道胆振支庁の項中「虻田郡虻田町、豊浦町及び洞爺村」を「虻田郡豊浦町及び洞爺湖町」に改め、同表北海道日高支庁の項中「三石郡 静内郡 新冠郡 沙流郡」を「新冠郡 沙流郡 日高郡」に改める。</td></tr><tr><td>第37条の表中「函館市」を「函館市 北斗市」に改める。</td></tr><tr><td>第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「上磯町 亀田郡大野町 七飯町」を「亀田郡七飯町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所空知支所の項中「空知郡北村 栗沢町 南幌町」を「空知郡南幌町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所上川支所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所宗谷支所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所網走支所の項中「網走郡 東藻琴村 女満別町 美幌町」を「網走郡美幌町」に、「常呂郡端野町 訓子府町」を「常呂郡訓子府町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 網走郡大空町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所胆振支所の項中「虻田町 洞爺村 有珠郡大滝村 壮瞥町」を「有珠郡壮瞥町」に、「勇払郡早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「勇払郡厚真町 虻田郡洞爺湖町 勇払郡安平町 むかわ町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所日高支所の項中「門別町 新冠郡新冠町 静内郡静内町 三石郡三石町」を「新冠郡新冠町」に、「幌泉郡えりも町」を「幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所十勝支所の項中「広尾郡忠類村 大樹町」を「広尾郡大樹町」に改める。</td></tr><tr><td>第155条第2項の表北海道計量検定所函館支所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に改める。</td></tr><tr><td>第187条の表北海道立道南農業試験場の項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に改める。</td></tr><tr><td>第270条の2第3項の表北海道後志森づくりセンターの部北海道胆振森づくりセンターの</td></tr></table>	北見方面網走警察署の項の改正規定 平成18年 3月31日	規 則	北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年 1月31日	北海道知事 高 橋 はるみ	北海道規則第2号	北海道行政組織規則の一部を改正する規則	北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。	第35条の表北海道後志支庁の項中「虻田町、豊浦町及び洞爺村」を「豊浦町及び洞爺湖町」に改め、同表北海道胆振支庁の項中「虻田郡虻田町、豊浦町及び洞爺村」を「虻田郡豊浦町及び洞爺湖町」に改め、同表北海道日高支庁の項中「三石郡 静内郡 新冠郡 沙流郡」を「新冠郡 沙流郡 日高郡」に改める。	第37条の表中「函館市」を「函館市 北斗市」に改める。	第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「上磯町 亀田郡大野町 七飯町」を「亀田郡七飯町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所空知支所の項中「空知郡北村 栗沢町 南幌町」を「空知郡南幌町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所上川支所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所宗谷支所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所網走支所の項中「網走郡 東藻琴村 女満別町 美幌町」を「網走郡美幌町」に、「常呂郡端野町 訓子府町」を「常呂郡訓子府町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 網走郡大空町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所胆振支所の項中「虻田町 洞爺村 有珠郡大滝村 壮瞥町」を「有珠郡壮瞥町」に、「勇払郡早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「勇払郡厚真町 虻田郡洞爺湖町 勇払郡安平町 むかわ町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所日高支所の項中「門別町 新冠郡新冠町 静内郡静内町 三石郡三石町」を「新冠郡新冠町」に、「幌泉郡えりも町」を「幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所十勝支所の項中「広尾郡忠類村 大樹町」を「広尾郡大樹町」に改める。	第155条第2項の表北海道計量検定所函館支所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に改める。	第187条の表北海道立道南農業試験場の項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に改める。	第270条の2第3項の表北海道後志森づくりセンターの部北海道胆振森づくりセンターの
北見方面網走警察署の項の改正規定 平成18年 3月31日														
規 則														
北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年 1月31日														
北海道知事 高 橋 はるみ														
北海道規則第2号														
北海道行政組織規則の一部を改正する規則														
北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。														
第35条の表北海道後志支庁の項中「虻田町、豊浦町及び洞爺村」を「豊浦町及び洞爺湖町」に改め、同表北海道胆振支庁の項中「虻田郡虻田町、豊浦町及び洞爺村」を「虻田郡豊浦町及び洞爺湖町」に改め、同表北海道日高支庁の項中「三石郡 静内郡 新冠郡 沙流郡」を「新冠郡 沙流郡 日高郡」に改める。														
第37条の表中「函館市」を「函館市 北斗市」に改める。														
第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「上磯町 亀田郡大野町 七飯町」を「亀田郡七飯町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所空知支所の項中「空知郡北村 栗沢町 南幌町」を「空知郡南幌町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所上川支所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所宗谷支所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所網走支所の項中「網走郡 東藻琴村 女満別町 美幌町」を「網走郡美幌町」に、「常呂郡端野町 訓子府町」を「常呂郡訓子府町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 網走郡大空町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所胆振支所の項中「虻田町 洞爺村 有珠郡大滝村 壮瞥町」を「有珠郡壮瞥町」に、「勇払郡早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「勇払郡厚真町 虻田郡洞爺湖町 勇払郡安平町 むかわ町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所日高支所の項中「門別町 新冠郡新冠町 静内郡静内町 三石郡三石町」を「新冠郡新冠町」に、「幌泉郡えりも町」を「幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所十勝支所の項中「広尾郡忠類村 大樹町」を「広尾郡大樹町」に改める。														
第155条第2項の表北海道計量検定所函館支所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に改める。														
第187条の表北海道立道南農業試験場の項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に改める。														
第270条の2第3項の表北海道後志森づくりセンターの部北海道胆振森づくりセンターの														

項中「、虻田町及び洞爺村」を「及び洞爺湖町」に改める。

別表第1の1の表上川支庁名寄道税事務所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表網走支庁北見道税事務所の項中「常呂郡端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町」を「常呂郡訓子府町 置戸町」に改め、同表胆振支庁苫小牧道税事務所の項中「勇払郡早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「勇払郡厚真町 安平町 むかわ町」に改め、別表第1の3の表空知支庁東部耕地出張所の項中「空知郡北村 上砂川町」を「空知郡上砂川町」に改め、同表空知支庁南部耕地出張所の項中「空知郡栗沢町 南幌町」を「空知郡南幌町」に改め、同表上川支庁北部耕地出張所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表網走支庁東部耕地出張所の項中「網走郡東藻琴村 女満別町 美幌町」を「網走郡美幌町」に、「小清水町」を「小清水町 網走郡大空町」に改め、「常呂郡常呂町」を削り、同表網走支庁中部耕地出張所の項中「常呂郡端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町」を「常呂郡訓子府町 置戸町」に改め、同表十勝支庁東部耕地出張所の項中「広尾郡忠類村 大樹町」を「広尾郡大樹町」に改め、別表第1の5の表渡島支庁渡島中部地区水産技術普及指導所の項中「上磯郡知内町 木古内町 上磯町」を「北斗市 上磯郡知内町 木古内町」に改め、同表網走支庁網走地区水産技術普及指導所の項中「網走市 紋別市 網走郡女満別町」を「北見市 網走市 紋別市」に、「常呂郡佐呂間町 常呂町」を「常呂郡佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 網走郡大空町」に改め、同表胆振支庁胆振地区水産技術普及指導所の項中「虻田郡豊浦町 虻田町」を「虻田郡豊浦町」に、「鶴川町」を「虻田郡洞爺湖町 勇払郡むかわ町」に改め、同表日高支庁日高地区水産技術普及指導所の項中「沙流郡門別町 新冠郡新冠町 静内郡静内町 三石郡三石町」を「沙流郡日高町 新冠郡新冠町」に、「幌泉郡えりも町」を「幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町」に改める。

別表第2北海道渡島保健福祉事務所の項管轄区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表北海道空知保健福祉事務所の項中「深川市 北村 栗沢町」を「深川市」に改め、同表北海道上川保健福祉事務所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表北海道宗谷保健福祉事務所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道網走保健福祉事務所の項中「紋別市 東藻琴村 女満別町」を「紋別市」に、「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改め、同表北海道胆振保健福祉事務所の項中「豊浦町 虻田町 洞爺村 大滝村」を「豊浦町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町」に改め、同表北海道日高保健福祉事務所の項中「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改め、同表北海道十勝保健福祉事務所の項中「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第2の2の1の表上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所の項中「上川郡風連町 下川町」を「上川郡下川町」に改め、別表第2の2の2の表宗谷保健福祉事務所浜頓別支

所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表十勝保健福祉事務所広尾支所の項中「忠類村 大樹町」を「大樹町」に改め、別表第2の2の3の表中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改める。

別表第3北海道渡島保健所の項中「松前町」を「北斗市 松前町」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表北海道岩見沢保健所の項中「三笠市 北村 栗沢町」を「三笠市」に改め、同表北海道室蘭保健所の項中「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改め、同表北海道苫小牧保健所の項中「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同表北海道浦河保健所の項中「三石町 浦河町」を「浦河町」に改め、同表北海道静内保健所の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に、「門別町 新冠町 静内町」を「新冠町 新ひだか町」に改め、同表北海道名寄保健所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に改め、同表北海道稚内保健所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道北見保健所の項中「北見市 女満別町」を「北見市」に、「端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町」を「訓子府町 置戸町」に改め、同表北海道網走保健所の項中「網走市 東藻琴村」を「網走市」に、「小清水町」を「小清水町 大空町」に改め、「常呂町」を削り、同表北海道帯広保健所の項中「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第3の2北海道稚内保健所浜頓別支所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道帯広保健所広尾支所の項中「忠類村 大樹町」を「大樹町」に改める。

別表第4北海道旭川児童相談所の項中「剣淵町 風連町」を「剣淵町」に、「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道帯広児童相談所の項中「更別村 忠類村」を「更別村」に改め、同表北海道函館児童相談所の項中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表北海道北見児童相談所の項中「紋別市 東藻琴村 女満別町」を「紋別市」に、「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改め、同表北海道岩見沢児童相談所の項中「深川市 北村 栗沢町」を「深川市」に改め、同表北海道室蘭児童相談所の項中「豊浦町 虻田町 洞爺村 大滝村」を「豊浦町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町」に、「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改める。

別表第4の2中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改める。

別表第5渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に、「上磯町 大野町」を「北斗市」に改め、同表空知支庁空知中央地区農業改良普及センターの項中「三笠市 北村 栗沢町」を「三笠市」に改め、同表上川支庁名寄地区農業改良普及センターの項中「名寄市 風連町」を「名寄市」に改め、同表宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センターの項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表北海道網走支

庁網走地区農業改良普及センターの項中「東藻琴村」を「大空町（東藻琴、東藻琴大進、東藻琴新富、東藻琴明生、東藻琴千草、東藻琴末広、東藻琴福富、東藻琴山園及び東藻琴西倉の区域に限る。）」に改め、同表網走支庁美幌地区農業改良普及センターの項中「女満別町 美幌町 津別町」を「美幌町 津別町 大空町（網走支庁網走地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」に改め、同表網走支庁北見地区農業改良普及センターの項中「端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町 常呂町」を「訓子府町 置戸町」に改め、同表胆振支庁東胆振地区農業改良普及センターの項中「勇払郡鶴川町」を「勇払郡むかわ町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同表胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの項中「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改め、同表日高支庁日高東部地区農業改良普及センターの項中「三石町 浦河町」を「浦河町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町（三石の区域に限る。）」に改め、同表日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「静内郡 静内町」を「日高郡新ひだか町」に改め、同項管轄区域の欄中「静内町」を「新ひだか町（三石の区域を除く。）」に改め、同表日高支庁日高西部地区農業改良普及センターの項中「平取町 門別町」を「平取町」に改め、同表十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センターの項中「幕別町」の次に「（十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」を加え、同表十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センターの項中「忠類村 大樹町 広尾町」を「大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）」に改める。

別表第5の2 渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項中「亀田郡大野町」を「北斗市」に、「函館市」を「函館市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表空知支庁空知中央地区農業改良普及センターの項中「三笠市 北村 栗沢町」を「三笠市」に改め、同表上川支庁名寄地区農業改良普及センターの項中「名寄市 風連町」を「名寄市」に改め、同表宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センターの項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表網走支庁清里地区農業改良普及センターの項中「網走市 東藻琴村」を「網走市」に、「小清水町」を「小清水町 大空町（東藻琴、東藻琴大進、東藻琴新富、東藻琴明生、東藻琴千草、東藻琴末広、東藻琴福富、東藻琴山園及び東藻琴西倉の区域に限る。）」に改め、同表網走支庁美幌地区農業改良普及センターの項中「女満別町 美幌町 津別町」を「美幌町 津別町 大空町（網走支庁清里地区農業改良普及センターの担当区域を除く。）」に改め、同表網走支庁北見地区農業改良普及センターの項中「端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町 常呂町」を「訓子府町 置戸町」に改め、同表胆振支庁東胆振地区農業改良普及センターの項中「勇払郡鶴川町」を「勇払郡むかわ町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同

表胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの項中「虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町」を「壮瞥町 洞爺湖町」に改め、同表日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に、「門別町 新冠町 静内町 三石町」を「新冠町」に、「えりも町」を「えりも町 新ひだか町」に改め、同表十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センターの項中「幕別町」の次に「（十勝支庁十勝中部地区農業改良普及センターの担当区域を除く。）」を加え、同表十勝支庁十勝中部地区農業改良普及センターの項中「忠類村 大樹町 広尾町」を「大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）」に改める。

別表第5の3 北海道空知家畜保健衛生所の項中「深川市 北村 栗沢町」を「深川市」に改め、同表北海道上川家畜保健衛生所の項中「和寒町 風連町」を「和寒町」に改め、同表北海道渡島家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に、「木古内町 上磯町 大野町」を「木古内町」に改め、同表北海道胆振家畜保健衛生所の項中「大滝村 虻田町 豊浦町 洞爺村」を「豊浦町」に、「早来町 追分町 鶴川町 白老町 穂別町」を「白老町 洞爺湖町 安平町 むかわ町」に改め、同表北海道日高家畜保健衛生所の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に、「三石町 浦河町」を「浦河町」に、「門別町 静内町 新冠町」を「新冠町 新ひだか町」に改め、同表北海道十勝家畜保健衛生所の項中「大樹町 忠類村」を「大樹町」に改め、同表北海道網走家畜保健衛生所の項中「紋別市 東藻琴村 女満別町」を「紋別市」に、「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「留辺蘂町 佐呂間町 常呂町」を「佐呂間町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改め、同表北海道宗谷家畜保健衛生所の項中「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改める。

別表第6 北海道渡島東部森づくりセンターの項中「上磯郡上磯町」を「北斗市」に改め、同表北海道渡島西部森づくりセンターの項中「（上磯町を除く。）」を削り、同表北海道後志森づくりセンターの項中「、虻田町及び洞爺村」を「及び洞爺湖町」に改め、同表北海道上川南部森づくりセンターの項及び北海道上川北部森づくりセンターの項中「、風連町」を削り、同表北海道胆振森づくりセンターの項中「、虻田町及び洞爺村」を「及び洞爺湖町」に改め、同表北海道日高森づくりセンターの項中「新冠郡 静内郡 三石郡」を「新冠郡」に、「幌泉郡」を「幌泉郡 日高郡」に改める。

別表第6の2 胆振森づくりセンター豊浦事務所の項中「、虻田町及び洞爺村」を「及び洞爺湖町」に改め、同表十勝森づくりセンター大樹事務所の項中「広尾郡」を「広尾郡 中川郡幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）」に改める。

別表第7 北海道函館土木現業所の項管轄区域の欄中「函館市」を「函館市 北斗市」に改

める。

別表第7の2札幌土木現業所岩見沢出張所の項中「三笠市 空知郡北村 栗沢町」を「三笠市」に改め、同表室蘭土木現業所苫小牧出張所の項中「勇払郡早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「勇払郡厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同表室蘭土木現業所洞爺出張所の項中「虻田郡虻田町」を「虻田郡洞爺湖町」に、「虻田町 洞爺村 有珠郡大滝村 壮瞥町」を「有珠郡壮瞥町 虻田郡洞爺湖町」に改め、同表室蘭土木現業所門別出張所の項中「沙流郡門別町」を「沙流郡日高町」に、「平取町 門別町」を「平取町」に、「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町（三石の区域を除く。）」に改め、同表室蘭土木現業所浦河出張所の項中「三石郡三石町 浦河郡浦河町」を「浦河郡浦河町」に、「幌泉郡えりも町」を「幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町（三石の区域に限る。）」に改め、同表旭川土木現業所士別出張所の項中「上川郡和寒町 剣淵町 風連町」を「名寄市（風連町の区域に限る。） 上川郡和寒町 剣淵町」に改め、同表旭川土木現業所美深出張所の項中「名寄市」の次に「（風連町の区域を除く。）」を加え、同表稚内土木現業所歌登出張所の項中「枝幸郡歌登町」を「枝幸郡枝幸町」に、「枝幸町 歌登町」を「枝幸町」に改め、同表網走土木現業所北見出張所の項中「北見市」の次に「（常呂町字常呂、常呂町字東浜、常呂町字土佐、常呂町字岐阜、常呂町字栄浦、常呂町字共立、常呂町字豊川、常呂町字富丘、常呂町字福山、常呂町字日吉、常呂町字吉野及び常呂町字登の区域を除く。）」を加え、「常呂郡端野町 訓子府町 置戸町 留辺蘂町」を「常呂郡訓子府町 置戸町」に改め、同表帯広土木現業所大樹出張所の項中「広尾郡忠類村 大樹町 広尾町」を「広尾郡大樹町 広尾町 中川郡幕別町（忠類米町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）」に改める。

別表第7の5北海道早来食肉衛生検査所の項中「勇払郡早来町」を「勇払郡安平町」に、「早来町 追分町 厚真町 鶴川町 穂別町」を「厚真町 安平町 むかわ町」に改め、同表北海道東藻琴食肉衛生検査所の項中「網走郡東藻琴村」を「網走郡大空町」に、「網走市 東藻琴村」を「網走市」に、「小清水町」を「小清水町 大空町」に改め、「常呂町」を削り、同表北海道帯広食肉衛生検査所の項中「更別村 忠類村」を「更別村」に改める。

別表第7の6北海道女満別空港管理事務所の項中「網走郡女満別町」を「網走郡大空町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条の表、第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項、第155条第2項の表北海道計量検定所函館支所の項、第187条の表北海道立道南農業試験場の項、別表第1の5の表渡島支庁渡島中部地区水産技術普及指導所の項、別表第2北海道渡島保

健福祉事務所の項、別表第3北海道渡島保健所の項、別表第4北海道函館児童相談所の項、別表第5渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項、別表第5の2渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項、別表第5の3北海道渡島家畜保健衛生所の項、別表第6北海道渡島東部森づくりセンターの項及び北海道渡島西部森づくりセンターの項並びに別表第7北海道函館土木現業所の項の改正規定 平成18年2月1日

- (2) 第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所十勝支所の項、別表第1の3の表十勝支庁東部耕地出張所の項、別表第2北海道十勝保健福祉事務所の項、別表第2の2の2の表十勝保健福祉事務所広尾支所の項、別表第3北海道帯広保健所の項、別表第3の2北海道帯広保健所広尾支所の項、別表第4北海道帯広児童相談所の項、別表第5十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センターの項及び十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センターの項、別表第5の2十勝支庁十勝東部地区農業改良普及センターの項及び十勝支庁十勝中部地区農業改良普及センターの項、別表第5の3北海道十勝家畜保健衛生所の項、別表第6の2十勝森づくりセンター大樹事務所の項、別表第7の2帯広土木現業所大樹出張所の項並びに別表第7の5北海道帯広食肉衛生検査所の項の改正規定 平成18年2月6日
- (3) 第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所胆振支所の項の改正規定（大滝村及び壮瞥町に係る部分に限る。）及び同表北海道立心身障害者総合相談所日高支所の項の改正規定（門別町に係る部分に限る。）、別表第1の5の表日高支庁日高地区水産技術普及指導所の項の改正規定（門別町及び日高町に係る部分に限る。）、別表第2北海道胆振保健福祉事務所の項の改正規定（大滝村に係る部分に限る。）及び同表北海道日高保健福祉事務所の項の改正規定（門別町に係る部分に限る。）、別表第3北海道室蘭保健所の項の改正規定（大滝村に係る部分に限る。）及び同表北海道静内保健所の項の改正規定（門別町に係る部分に限る。）、別表第4北海道室蘭児童相談所の項の改正規定（大滝村及び門別町に係る部分に限る。）、別表第5胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの項の改正規定（大滝村に係る部分に限る。）及び同表日高支庁日高西部地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第5の2胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの項の改正規定（大滝村に係る部分に限る。）及び同表日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項の改正規定（門別町に係る部分に限る。）、別表第5の3北海道胆振家畜保健衛生所の項の改正規定（大滝村に係る部分に限る。）及び同表北海道日高家畜保健衛生所の項の改正規定（門別町に係る部分に限る。）並びに別表第7の2室蘭土木現業所洞爺出張所の項の改正規定（大滝村及び壮瞥町に係る部分に限る。）及び同表室蘭土木現業所門別出張所の項の改正規定（門別町、日高町及び平取町に係る部分に限る。） 平成18年3月1日
- (4) 第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所網走支所の項の改正規定（端野町、訓子府町、留辺蘂町、佐呂間町及び常呂町に係る部分に限る。）、別表第1の1の表網走支庁北見道税事務所の項の改正規定、別表第1の3の表網走支庁東部耕地出張所の項の改正規定（常呂町に係る部分に限る。）及び同表網走支庁中部耕地出張所の項の改正規定、

別表第１の５の表網走支庁網走地区水産技術普及指導所の項の改正規定（佐呂間町、常呂町及び北見市に係る部分に限る。）、別表第２北海道網走保健福祉事務所の項の改正規定（小清水町、端野町、留辺蘂町、佐呂間町及び常呂町に係る部分に限る。）、別表第３北海道北見保健所の項の改正規定（端野町、訓子府町、置戸町及び留辺蘂町に係る部分に限る。）及び同表北海道網走保健所の項の改正規定（常呂町に係る部分に限る。）、別表第４北海道北見児童相談所の項の改正規定（小清水町、端野町、留辺蘂町、佐呂間町及び常呂町に係る部分に限る。）、別表第５網走支庁北見地区農業改良普及センターの項及び別表第５の２網走支庁北見地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第５の３北海道網走家畜保健衛生所の項の改正規定（小清水町、端野町、留辺蘂町、佐呂間町及び常呂町に係る部分に限る。）、別表第７の２網走土木現業所北見出張所の項の改正規定並びに別表第７の５北海道東藻琴食肉衛生検査所の項の改正規定（常呂町に係る部分に限る。）

平成18年３月５日

- (5) 第120条第２項の表北海道立心身障害者総合相談所宗谷支所の項、別表第２北海道宗谷保健福祉事務所の項、別表第２の２の２の表宗谷保健福祉事務所浜頓別支所の項、別表第２の２の３の表、別表第３北海道稚内保健所の項及び別表第３の２北海道稚内保健所浜頓別支所の項の改正規定、別表第４北海道旭川児童相談所の項の改正規定（枝幸町及び歌登町に係る部分に限る。）並びに別表第４の２、別表第５宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センターの項、別表第５の２宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センターの項、別表第５の３北海道宗谷家畜保健衛生所の項及び別表第７の２稚内土木現業所歌登出張所の項の改正規定 平成18年３月20日

- (6) 第35条の表北海道日高支庁の項の改正規定、第120条第２項の表北海道心身障害者総合相談所網走支所の項の改正規定（東藻琴村、女満別町、美幌町、雄武町及び大空町に係る部分に限る。）及び同表北海道立心身障害者総合相談所日高支所の項の改正規定（門別町に係る部分を除く。）、別表第１の３の表網走支庁東部耕地出張所の項の改正規定（常呂町に係る部分を除く。）、別表第１の５の表網走支庁網走地区水産技術普及指導所の項の改正規定（女満別町、雄武町及び大空町に係る部分に限る。）及び同表日高支庁日高地区水産技術普及指導所の項の改正規定（門別町及び日高町に係る部分を除く。）、別表第２北海道網走保健福祉事務所の項の改正規定（紋別市、東藻琴村、女満別町、雄武町及び大空町に係る部分に限る。）及び同表北海道日高保健福祉事務所の項の改正規定（門別町に係る部分を除く。）、別表第３北海道浦河保健所の項の改正規定、同表北海道静内保健所の項の改正規定（門別町に係る部分を除く。）、同表北海道北見保健所の項の改正規定（北見市及び女満別町に係る部分に限る。）及び同表北海道網走保健所の項の改正規定（常呂町に係る部分を除く。）、別表第４北海道北見児童相談所の項の改正規定（紋別市、東藻琴村、女満別町、雄武町及び大空町に係る部分に限る。）及び同表北海道室蘭児童相談所の項の改正規定（新冠町、静内町、三石町、えりも町及び新ひだか町に係る部分に限

る。）、別表第５網走支庁網走地区農業改良普及センターの項、網走支庁美幌地区農業改良普及センターの項、日高支庁日高東部地区農業改良普及センターの項及び日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第５の２網走支庁清里地区農業改良普及センターの項及び網走支庁美幌地区農業改良普及センターの項の改正規定並びに同表日高支庁日高中部地区農業改良普及センターの項の改正規定（門別町に係る部分を除く。）、別表第５の３北海道日高家畜保健衛生所の項の改正規定（門別町に係る部分を除く。）及び同表北海道網走家畜保健衛生所の項の改正規定（紋別市、東藻琴村、女満別町、雄武町及び大空町に係る部分に限る。）、別表第６北海道日高森づくりセンターの項の改正規定、別表第７の２室蘭土木現業所門別出張所の項の改正規定（静内町及び新ひだか町に係る部分に限る。）及び同表室蘭保健所浦河出張所の項の改正規定、別表第７の５北海道東藻琴食肉衛生検査所の項の改正規定（常呂町に係る部分を除く。）並びに別表第７の６北海道女満別空港管理事務所の項の改正規定 平成18年３月31日

市町村の廃置分合に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年１月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第３号

市町村の廃置分合に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道企業立地促進条例施行規則の一部改正）

第１条 北海道企業立地促進条例施行規則（平成９年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「網走郡女満別町、網走郡美幌町、常呂郡端野町」を「網走郡美幌町、網走郡大空町」に改める。

（住宅地造成事業に関する法律施行細則の一部改正）

第２条 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和41年北海道規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「鶴川町、早来町及び厚真町」を「厚真町及び安平町」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第３条 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「豊浦町、洞爺村及び大滝村」を「伊達市（大滝区の区域に限る。）、豊浦町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。）」に改め、「日高町」の次に「（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）」を加える。

別表第２の60の項中「日高町」の次に「（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、

本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）」を加え、同表の70の項中「伊達市」の次に「（大滝区の区域を除く。）」を加え、「鶴川町」を「むかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。）」に改め、同表の80の項中「虻田町、」を削り、「及び厚真町」を「、厚真町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域を除く。）」に改め、同表の90の項中「松前町」を「北斗市、松前町」に改め、「、上磯町、大野町」を削り、「早来町、追分町及び穂別町」を「安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。）」に改め、同表の100の項中「、東藻琴村、女満別町」、「、端野町」、「、留辺蘂町」及び「、常呂町」を削り、「及び湧別町」を「、湧別町及び大空町」に改め、同表の110の項中「幕別町」の次に「（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域を除く。）」を加え、同表の130の項中「栗沢町」を「岩見沢市（栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町及び栗沢町西万字の区域に限る。）」に改め、「豊浦町、洞爺村及び大滝村（字優徳町、字昭園及び字北湯沢温泉町の区域に限る。）」を「伊達市（大滝区優徳町、大滝区昭園町及び大滝区北湯沢温泉町の区域に限る。）」に改め、「豊浦町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。）」に改め、「日高町」の次に「（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）」を加え、「忠類村」を「幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）」に改め、同表の140の項中「、名寄市及び風連町」を「及び名寄市」に改め、「枝幸町」の次に「（歌登の区域を除く。）」を加え、同表の160の項中「岩見沢市」の次に「（栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北

本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町及び栗沢町西万字の区域を除く。）」を加え、「、北村」を削り、同表の170の項中「大滝村（字優徳町、字昭園及び字北湯沢温泉町の区域を除く。）」を「伊達市（大滝区愛地町、大滝区宮城町、大滝区清原町、大滝区清陵町、大滝区三階滝町、大滝区豊里町、大滝区本町、大滝区本郷町、大滝区上野町、大滝区大成町及び大滝区円山町の区域に限る。）」に改め、同表の180の項中「歌登町」を「枝幸町（歌登の区域に限る。）」に改める。

（北海道営住宅条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表道公営住宅の部中

上磯町	
大野町	

192	を	北斗市	216
24			

に改め、同部岩見沢市の項中「586」を「596」に改め、同部栗沢町の項を削り、同部中

静内町	
浦河町	

「門別町」を「日高町」に、

78	を	浦河町	60	に改め、
60		新ひだか町	78	

同別表の 2 の表駐車場の部中

上磯町	
大野町	

192
24

を「北斗市」に、「静内町」を「新ひだか町」に改め、同表集会所の部中「上磯町」を「北斗市」に改める。

別表第4中	上磯町	北斗市	静内町	高砂団地駐
				さくら団地
	大野町			まきば団地

車場	を	浦河町	まきば団地駐車場
駐車場		新ひだか町	高砂団地駐車場
駐車場			さくら団地駐車場

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（松前町、北斗市、上磯町及び大野町に係る部分に限る。）並びに第4条中北海道営住宅条例施行規則別表第1の1の表道公営住宅の部及び同別表の2の表駐車場の部の改正規定（上磯町、大野町及び北斗市に係る部分に限る。）、同表集会所の部の改正規定並びに同規則別表第4の改正規定（上磯町、大野町及び北斗市に係る部分に限る。） 平成18年2月1日
- (2) 第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（幕別町及び忠類村に係る部分に限る。） 平成18年2月6日
- (3) 第3条中建築基準法施行細則別表第1及び別表第2の改正規定（大滝村、伊達市及び日高町に係る部分に限る。）並びに第4条中北海道営住宅条例施行規則別表第1の1の表道公営住宅の部の改正規定（門別町及び日高町に係る部分に限る。） 平成18年3月1日
- (4) 第1条中北海道企業立地促進条例施行規則別表第2の改正規定（常呂郡端野町に係る部

分に限る。）及び第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（端野町、留辺蘂町及び常呂町に係る部分に限る。） 平成18年3月5日

- (5) 第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（枝幸町及び歌登町に係る部分に限る。） 平成18年3月20日
- (6) 第1条中北海道企業立地促進条例施行規則別表第2の改正規定（常呂郡端野町に係る部分を除く。）、第3条中建築基準法施行細則別表第2の改正規定（東藻琴村、女満別町、湧別町及び大空町に係る部分に限る。）並びに第4条中北海道営住宅条例施行規則別表第1の1の表道公営住宅の部の改正規定（静内町、浦河町及び新ひだか町に係る部分に限る。）、同別表の2の表駐車場の部の改正規定（静内町及び新ひだか町に係る部分に限る。）及び同規則別表第4の改正規定（静内町、浦河町及び新ひだか町に係る部分に限る。） 平成18年3月31日

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年1月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第4号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、同条第20号中「又は失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第41条第1項の規定」を削り、同号を同条第19号とする。

第16条第3号中「、特定不況業種離職者求職手帳、石炭鉱業離職者求職手帳」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第67号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年1月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の 種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配 給 会 社	指定の 指 定 の 理 由
------------	-----------	-------------------	------------------

映 画	乱交団地妻スワップ同好会	新東宝映画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	巨乳妻メイド倶楽部	同		
	ご主人様たっぷり出して			
北海道告示第68号				
昭和45年北海道告示第2678号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成18年2月1日から施行する。				
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び北海道渡島支庁に備え置いて縦覧に供する。				
平成18年 1月31日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
1 昭和45年北海道告示第2678号のうち、大野地域の事項を削る。				
2 昭和46年北海道告示第2814号のうち、上磯地域の事項を次のように改める。				
北斗市の区域のうち、図面（第8号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める市街化区域（平成15年北海道告示第499号により変更告示された後の旧上磯町の市街化区域及び平成13年北海道告示第1863号により変更告示された後の旧大野町の市街化区域）、国有林野の区域、渡島檜山地域森林計画の上磯町有林野の11、12、22、30から39まで、44、45、53、54、58、69、72から76まで、80から89まで及び102から109までの林班の区域、渡島檜山地域森林計画の上磯町の民有林野の1（14から17まで、19から25まで、28及び29小班の区域に限る。）、2（22、23及び74小班の区域に限る。）、3（44、45、61、63及び70から77までの小班の区域に限る。）、4から10まで、13から19まで、20（1から41までの小班の区域に限る。）、21（2から7まで、27から31まで、70及び72小班の区域に限る。）、23から25まで、26（1から26まで、29から32まで、35から38まで、40、54、55、57から59まで、63から66まで及び69小班の区域に限る。）、27（58、60、62、63、65、67、108及び112から118までの小班の区域に限る。）、29（3、13、15及び48小班の区域を除く。）、40、43（1から29までの小班の区域に限る。）、44、45（10、12から14まで、71及び91小班の区域を除く。）、46（33、48及び53から58までの小班の区域を除く。）、47、48、49（1から127までの小班の区域に限る。）、51（1から106までの小班の区域に限る。）、52（1から67までの小班の区域に限る。）、53（21から24までの小班の区域を除く。）、55から57まで、59（1から159までの小班の区域に限る。）、60（1から27までの小班の区域に限る。）、69、70（1から23まで、25から48まで、52から54まで、93、100及び102小班の区域に限る。）、71（1から43まで、52から54まで及び92から95までの小班の区域に限る。）、77（1から19まで、21から31まで、62から67まで及び69から89までの小班の区域に限る。）、78、79、90（1から20まで及び22から27までの小班の区域に限る。）、				

91、92、93（1から22まで、26から29まで、31から33まで、35から38まで及び48小班の区域に限る。）、94から98まで、99（24から140までの小班の区域を除く。）、110（1から118までの小班の区域に限る。）及び111（1から161までの小班の区域に限る。）林班の区域並びに渡島檜山地域森林計画の大野町の民有林野の12から22までの林班の区域）に該当する区域を除いた区域			
北海道告示第69号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（泊地区中山間地域総合農地防災（農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業計画を定めた。			
その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成18年2月1日から20日間、一般の縦覧に供する。			
なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。			
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。			
平成18年 1月31日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
北海道告示第70号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。			
その関係書類は、平成18年2月1日から20日間、一般の縦覧に供する。			
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。			
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。			
平成18年 1月31日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
地 区 名	事	業	の 種 類
厚 沢 部	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、農地防災、客土、暗きょ、農用地改良保全）		
北海道檜山支庁			

三区 畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、農道、区画整理、農用地造成、暗きょ、土層改良)

北海道告示第71号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月31日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
東7線	水田農業経営確立排水対策特別 (農業用排水)	平成16. 8. 30
北星第2	農地保全整備 (農地保全)	同 16. 10. 8
南富良野	中山間地域総合整備 (農業用排水)	同 16. 5. 20
同	同 (客土)	同 15. 12. 19
同	同 (暗きょ)	同 16. 6. 29
同	同 (農用地改良保全、ほ場整備)	同 16. 9. 30
三井	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (区画整理)	同 16. 1. 20
同	同 (暗きょ、土層改良)	同 16. 11. 30
相内	同 (区画整理)	同 15. 11. 20
同	同 (農業用排水、農用地造成、暗きょ、土層改良)	同 16. 11. 19

北海道告示第72号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、厚真町共和地区の換地処分をした。

平成18年1月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第73号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年1月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町海岸町114の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町岬町33の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「 次の図」 及び 「 次のとおり」 は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第74号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成18年1月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため
- (「 次の図」 は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第75号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年1月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡歌登町・枝幸町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第76号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年 1月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土別市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土別市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに土別市役所及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 1月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 岩見沢三笠線	三笠市弥生桜木町122番地先から 三笠市幾春別町 1 丁目318番 3 地先まで	平成18. 1.31
道道 湯内内園線	深川市納内町3933番 5 地先から 深川市納内町3933番35地先まで	同
道道 増毛稲田線	雨竜郡妹背牛町字チクシベツ526番 9 地先から 雨竜郡妹背牛町字チクシベツ526番 9 地先まで	同

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月31日

北海道上川支庁長 高 橋 教 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからカまでに掲げるものについて、それぞれ次のアからカまでに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。

ア 複写機の賃貸借その1

(ア) 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）

1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1か月当たり18,900枚

イ 複写機の賃貸借その2

(ア) 複写機の賃貸借

1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1か月当たり31,400枚

ウ 複写機の賃貸借その3

(ア) 複写機の賃貸借

1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1か月当たり38,000枚

エ 複写機の賃貸借その4

(ア) 複写機の賃貸借

1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1か月当たり40,600枚

オ 複写機の賃貸借その5

(ア) 複写機の賃貸借

1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1か月当たり9,700枚

カ 複写機の賃貸借その6

(ア) 複写機の賃貸借

6台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

6台及び1台1か月当たり8,700枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

契約期間は、(1)のアからカまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからカまでに定めるところによる。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することが有り得る。

ア 複写機の賃貸借その1

平成18年4月3日から平成21年3月31日まで

イ 複写機の賃貸借その2

平成18年4月3日から平成23年3月31日まで

ウ 複写機の賃貸借その3

平成18年4月3日から平成21年3月31日まで

エ 複写機の賃貸借その4

平成18年4月3日から平成21年3月31日まで

オ 複写機の賃貸借その5

平成18年4月3日から平成21年3月31日まで

カ 複写機の賃貸借その6

平成18年4月3日から平成20年3月31日まで

(4) 納入場所及び台数

納入場所は、(1)のアからカまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからカまでに定める場所に納入すること。

ア 複写機の賃貸借その1

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁総務部総務課 1台

イ 複写機の賃貸借その2

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁経済部建設指導課 1台

ウ 複写機の賃貸借その3

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号

北海道上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課 1 台

エ 複写機の賃貸借その 4

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号

北海道上川保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 1 台

オ 複写機の賃貸借その 5

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川南部森づくりセンター 1 台

カ 複写機の賃貸借その 6

北海道士別市東山町3294番49 北海道上川支庁北部耕地出張所 2 台

北海道旭川市東鷹栖 4 条 3 丁目636番地 北海道上川支庁中部耕地出張所 2 台

北海道空知郡中富良野町丘町 7 番11号 北海道上川支庁南部耕地出張所 2 台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第 9 号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること（平成17年北海道告示第 9 号の第 7 又は平成18年北海道告示第23号の第 7 の規定により、物品の購入（複写サービスに係るものに限る。）の資格を有するため、物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有するとみなされた者を含む。）。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。

- (5) 調達をする物品等の要求仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。

- (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなけ

ればならない。

ア 申請の時期 平成18年 1月31日から 3月 9 日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8610 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
北海道上川支庁総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川支庁総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川合同庁舎 3 階 301号会議室横の入札室（送付による場合は、郵便番号 079－8610 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川支庁総務部会計課）

- (2) 入札日時 平成18年 3月14日 午後 2 時（送付による場合は、平成18年 3月13日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 平成18年 3月14日 午後 2 時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
北海道上川支庁総務部会計課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。ただし、入札説明書の交付に代えて、当該入札説明書の内容を記録した電磁的記録を電子メールにより送信することもできるので、電子メールによる送信を希望する場合は、その旨を電話で10に定める契約担当組織に申し出ること。

8 落札者の決定方法

入札は 1 の(1)に掲げる複写機の賃貸借その 1 からその 6 までについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により当該複写機の賃貸借その 1 からその 6 までごとにそれぞれ定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1 か月当たりの入札金額（単価）に 1 枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。 9 契約書作成の要否 平成16年北海道告示448号の3の(1)による。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川支庁総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166-46-5905 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a copying machine included maintenance and supply of consumer goods. Paper is not included. a . Lease of a copying machine No. 1 1set b . Lease of a copying machine No. 2 1set c . Lease of a copying machine No. 3 1set d . Lease of a copying machine No. 4 1set e . Lease of a copying machine No. 5 1set f . Lease of a copying machine No. 6 6sets B . Bid tendering date and time : 2:00 P. M., March 14, 2006 (If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2006) C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa Subprefectural Office. Hokkaido Government, Nagayama 6 jo, 19 Chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido. Post code 079-8610, Japan. Phone 0166-46-5905	平成18年1月31日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成18年度において札幌医科大学が契約しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条3号に規定する 特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成18年1月31日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約 (2) 資 格 札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか次による。 (1) 資本金の額が1,000万円以上であること。 (2) 平成18年1月31日現在において、引き続き2年以上寝具類賃貸借業務を営んでいること。 (3) 財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスのうち寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること、又は同等の能力を有していると認められる者であること。 (4) 過去2年間ににおいて、病床数300床以上の病院と、寝具類賃貸借業務に関する契約を締結し、その実績が1年以上あり、かつ誠実に履行した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第477号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成18年2月13日（月）から3月3日（金）までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 また、賃貸借予定の物品と仕様書を見本として提出すること。（後日物品は返却する。） ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局業務課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目
札 幌 医 科 大 学 告 示	
札幌医科大学告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。	

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)による。

札幌医科大学告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月31日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

札幌医科大学附属病院寝具類賃借契約

ア 患者用寝具	1日1組当たりの単価	調達予定数量	276,700組
イ 病衣	同		185,000組
ウ 肌着（下着）	1枚当たりの単価	同	6,600枚
エ 肌着（中着）	同		6,600枚
オ 肌着（長着）	同		6,600枚
カ 洋オムツ	同		1,500枚
キ 保育器用シーツ	同		2,400枚
ク 宿直用寝具	1日1組当たりの単価	同	19,500組

(2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成18年4月1日から平成19年4月14日まで

(4) 納 入 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成18年札幌医科大学告示第3号に規定する、札幌医科大学附属病院寝具類賃借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院 3階 臨床第1会議室^(A)（郵送による場合は、郵便番号 060-8543 札幌医科大学事務局業務課）
- (2) 入 札 日 時 平成18年3月16日 午後2時
（郵送による場合は、平成18年3月15日までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量25gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、札幌医科大学事務局業務課に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のオ及び3の(1)による。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

9 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3113

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Rental contract of Bedding for Sapporo Medical University Hospital

a . Bedding for patients Unit price per day 276,700 sets

b . Pajama for patients Unit price per day 185,000 sets

c . Underwear (wearing the bottom) Price apiece 6,600 sheets

d . Underwear (wearing inside) Price apiece 6,600 sheets

e . Underwear (long clothes) Price apiece 6,600 sheets

f . Diaper (L size) Price apiece 1,500 sheets

g . Incubator for sheet Price apiece 2,400 sheets

h . Bedding for night duty Unit price per day 19,500 sets

B . Bid tendering date and time : 2:00 P. M., March 16, 2006

(If mailed, bids must arrive no latter than March 15.)

C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University.

Minami 1-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第12号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年2月1日から施行する。

平成18年1月31日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表函館方面函館中央警察署の項中

七 重 浜			上磯郡上磯町七重浜1丁目14番19号	上磯郡上磯町七重浜1丁目から8丁目まで、追分1丁目及び2丁目並びに字追分
上 磯			同 飯生2丁目1番9号	同 久根別1丁目から5丁目まで、飯生及び中野通の1丁目から3丁目まで、東浜1丁目及び2丁目、中央1丁目から3丁目まで、字義朗、字三好、字水無、字桜岱、昭和1丁目及び2丁目、字常盤1丁目から3丁目まで、公園通1丁目、字添山、谷好1丁目から4丁目まで、富川1丁目及び2丁目、字富川町、字館野、字柳沢、字押上、字大工川、字中野通、字中野、字清川、字野崎、字戸切地並びに字久根別町
		当 別	同 当別3丁目3番9号	同 当別1丁目から3丁目まで、三ツ石1丁目及び2丁目、字当別並びに字三ツ石
		茂辺地	同 茂辺地2丁目5番37号	同 茂辺地1丁目から5丁目まで、字茂辺地、字矢不来、字市の渡及び字湯の沢
		大 野	亀田郡大野町本町178番地の1	亀田郡大野町本町、字白川、字本郷、字細入、字開発、字向野、字南大野、字文月、字市渡、字中山、字村山、字稲里、字千代田、字一本木、字萩野、字東前、字清水川及び字村内

を

七 重 浜			北斗市七重浜1丁目14番19号	北斗市七重浜1丁目から8丁目まで、追分1丁目から4丁目まで及び追分
北 斗			同 飯生2丁目1番9号	同 久根別1丁目から5丁目まで、飯生、中央、常盤及び中野通の1丁目から3丁目まで、東浜、富川、昭和、大工川及び押上の1丁目及び2丁目、義朗、三好、水無、桜岱、公園通1丁目、添山、谷好1丁目から4丁目まで、富川町、館野、柳沢、押上、大工川、中野通、中野、清川、野崎並びに戸切地
		当 別	同 当別3丁目3番9号	同 当別1丁目から4丁目まで、三ツ石1丁目及び2丁目、当別並びに三ツ石
		茂辺地	同 茂辺地2丁目5番37号	同 茂辺地1丁目から5丁目まで、茂辺地、矢不来、茂辺地市ノ渡及び湯の沢
		大 野	同 本 町178番地の1	同 本町、白川、本郷、細入、開発、向野、南大野、文月、市渡、中山、村山、稲里、千代田、一本木、萩野、東前、清水川及び村内

に改める。

